

事業功労別	対 象 者	表 彰 基 準
	個人（栄養士）	次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であつて、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に特に顕著な功績があつたと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があつたと認められる者。
7 栄養指導業務功労	個人（栄養士）	現在栄養士の免許を有する者であつて、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。
8 栄養士養成功労	個人（栄養士養成従事者）	現に栄養士、管理栄養士養成施設の設立者（法人にあつてはその代表者）、施設長又は教職員であつて栄養士、管理栄養士養成のための特に顕著な功績があつたと認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。 1 功績に係る従事年数が8年以上（教職員にあつては10年以上）であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。
9 優良特定給食施設	施設（特定給食施設）	給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とすべき特定給食施設（国・県立の特定給食施設を除く）であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設であつて、栄養改善の効果が顕著であること。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。 3 給食業務の合理化及び喫食者の栄養指導がよく行われていること。 4 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。 5 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績がよく、かつ、過去に行政処分を受けたことがないこと。
10 がん征圧事業功労	個人	次の各号の一に該当するもの。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められる者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、8年以上で年齢は45歳以上であること。
	団体	次の各号の一に該当するもの。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し、著しい功績のあつた団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上に努め、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績のあつた団体。